**オンライン受講者用**

令和4年度京都市動物取扱責任者研修会　受講報告書

　研修内容の習熟度確認のため、Q1～Q4に回答してください。また、犬猫を取り扱う業者（業種は問いません）の方は、Q5及びQ6についても回答してください。

※オンライン受講者は、**本書の送付をもって修了**とみなします。（回答が研修内容を十分に理解されていない場合等は、修了証を交付しないことがあります。）

※事業所に複数の動物取扱責任者がいる場合は、**1名につき1枚**を提出してください。

※提出期限：令和5年3月２４日(金)

※提出方法：電子メールもしくは郵送

※提出先：京都市動物愛護センター

[kateidoubutsu@city.kyoto.lg.jp](mailto:kateidoubutsu@city.kyoto.lg.jp)（電子メールの場合）

〒601-8103京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地（郵送の場合）

登録番号：京都市第　　　　　　　　　　　　　号　　事業所の名称：

動物取扱責任者の氏名：

※事業所に複数の動物取扱責任者がいる場合、受講者1名につき1枚を提出してください。

連名での提出はできません。

（Q1～Q4は全員が回答してください。）

Q1　令和元年度に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物取扱責任者の選任要件が変更されましたが、既存事業者において、その要件が猶予される期間として正しいものを選択してください。

①　令和　５年（２０２３年）　5月31日まで

②　令和　５年（２０２３年）12月12日まで

③　令和　７年（２０２５年）　5月31日まで

④　令和　９年（２０２７年）　5月31日まで

⑤　令和１０年（２０２８年）　5月31日まで

Q1答え：

Q2　「飼養施設及び動物の点検状況記録台帳」を備え付けなければならない業種の組み合わせとして正しいものを選択してください。

①　すべての業種（販売・保管・貸出し・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養）

②　販売・保管の2業種のみ

③　販売を除く6業種（保管・貸出し・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養）

④　訓練・展示・競りあっせんの3業種のみ

⑤　いずれの業種も必ずしも備え付ける必要はない。

Q2答え：

Q3　京都市に対して変更届を提出しなければならないのは、次のうちどのケースですか。正しいものを選択してください。

①　新たに職員を雇用した。

②　事業所で使用しているケージを、同じサイズ、同じ素材のものに新調した。

③　主に取り扱う動物の数を、「犬５頭」から「犬１０頭」に変更した。

④　販売していた犬が、感染症により死亡した。

⑤　事業所の電話番号が変わった。

Q3答え：

Q4　「広告」についての説明として、正しいものを選択してください。

①　動物取扱責任者の氏名は、個人情報なので掲示しなくてもよい。

②　登録手続は終わっていないが集客したいので、登録番号を記載せずに広告を配布した。

③　顧客の関心を引くため、十分な説明なく「爬虫類は飼うのがとても簡単！」と掲示した。

④　登録年月日は、顧客の関心の薄い内容なので記載する必要はない。

⑤　ホームページにも、紙の広告と同じく、登録番号等必要な8項目を掲載している。

Q4答え：

※**犬猫を取り扱う業者**（業種は問いません）の方はQ5及びQ6も回答してください。

Q5　「飼養施設の基準」として、正しいものを選択してください。

①　犬の分離型飼養施設：タテ（体長×1）×ヨコ（体長×3）×高さ（体高程度）

②　猫の分離型飼養施設：タテ（体長×4）×ヨコ（体長×0.5）×高さ（特に基準はない）

③　犬の分離型飼養施設：タテ（体長×２以上）×ヨコ（体長×1.5以上）×高さ（体高×2以上）

④　犬の運動スペース一体型飼養施設：床面積が分離型飼養施設の2倍程度

⑤　猫の運動スペース一体型飼養施設：棚を1つ設置し、2段とする

Q5答え：

Q6犬猫等販売業者の「マイクロチップの装着及び登録」について、正しいものを選択してくだ　さい。

1. マイクロチップの登録は、民間団体であっても登録さえしておけば、情報登録の義務は果たしている。

②　子猫に太い針を刺すのはかわいそうなので、マイクロチップを装着せずに販売した。

③　マイクロチップ装着は簡単な手技なので、誰でも装着が可能である。

④　マイクロチップは、定期的な電池交換が必要である。

⑤　犬の場合、京都市ではワンストップ特例制度に参加しているため、指定登録機関への登録をもって、狂犬病予防法に基づく登録の申請があったものとみなされる。

Q6答え：